

浜長保険センター安全だより(9月)

平成 29 年 9 月 12 日
浜長保険センター 第 10 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



朝夕、涼しくなり空も秋色を帯びてまいりました。公園ではセミの合唱から虫のコーラスが心地よく聞かれます。
しばらく残暑が続きそうですが、お身体にお気をつけてください。



事例 片側二車線で右側車線を走行、信号が青に変わっても左側車線の車が停車していたままであり、念のためスピードを落として側を通過しようとしたとき、横断歩道をおばあさんが横断していた。状況が良くわからないときは、手前で止まるか、スピードを落としましょう。



この事例を、交通ルールに照らしてみましよう。

この事例は、横断歩道をおばあさんが横断していたことが判明、停止して事故が防止できたもの
～ 横断歩道に接近する場合、ドライバーはどのような措置を執るか、具体的に定められています。～

問 左側に停車している自動車があるため横断歩道の状況が分からないときは、どのような運転行動を執ればいいのか。

答 横断歩道の手前に停車車両があり、側方を通過して前方に出るときは、一時停止をしなければなりません。一時停止違反になります。

問 停車車両があり、その前方がよく分からないときは、安全確認のため徐行すればいいのか。

答 停車車両のため、横断している歩行者、又はこれから横断しようとする歩行者がいるかどうか分からないときは、横断歩道の直前で停止できるような速度で接近しなければなりません。
徐行ではありません。

横断歩道に関するまとめ

横断歩道の左又は右側に歩行者がいて、横断しようとする場合は、現実に横断を開始していなくても、ドライバーは一時停止する義務があります。(手を挙げている動作は、横断しようとする意思表示)

横断歩道の手前、又はその付近に停車車両があり、横断歩道の状況がよく分からないときは、

- ① まず、横断歩道の直前で停止できる速度で接近する。
- ② 停車車両の側方を通過して前に出ようとするときは、歩行者がいてもいなくても一時停止する。

歩行者が横断中のときは、当然、停止しなければなりません。

対向車が渋滞で横断歩道の右側がよく分からないとき、歩行者が右側から出てくることに備えて、横断歩道の直前で停止できるような速度で接近しなければなりません。